

## 令和6年度 第2期江東区長期計画（後期）計画策定支援業務委託 仕様書（案）

## 1. 業務名称

令和6年度 第2期江東区長期計画（後期）計画策定支援業務委託

## 2. 業務の目的

令和6年度は、令和5年度の区民会議やこども会議等において聴取した意見や、アイデアを踏まえ、本格的に計画の策定を行うため、記載内容の検討や指標の設定、各種会議の運営、パブリックコメントの実施等について、専門的見地から調査、分析及び支援を行うことを目的とする。

## 3. 委託期間

令和6年4月1日（予定）から令和7年3月31日まで

## 4. 業務内容

## (1) 長期計画素案及び最終案の策定支援

主要事業の選定および活動量の設定、分野別計画の指標および目標値の設定支援を行う。あわせて、第2期江東区長期計画（後期）素案（令和6年5月末に完成予定）・最終案（令和6年11月末に完成予定）作成にかかる記載内容の支援を行う。

## (2) 長期計画策定検討部会の運営支援

庁内課長級職員により構成する長期計画策定検討部会に出席し、議事録を作成するとともに、求めに応じて資料作成、助言・提案をすること。

## (3) パブリックコメントの実施支援

本区広報紙にて実施するパブリックコメントについて、本区に寄せられた意見について、集約および分析を行い、意見反映の検討を実施する。なお、パブリックコメントにかかる広報紙面の作成、問合せ受付、および回答受付は、委託業務の対象外である。

## (4) 冊子のデザイン検討・印刷製本

- ① 長期計画（後期）本編（フルカラー、約200P） 1,600部
- ② 長期計画（後期）概要版（フルカラー、約40P） 4,500部
- ③ リーフレット（A3両面二つ折り、フルカラー） 4,500部
- ④ 上記①～③の電子データ（Microsoft- Word、Excel形式、PDFほか）

## (5) 事務局運営支援

作業の段階に応じた事務局との打合せを実施すること。打合せ内容は、受託者が内容の記録をするとともに電子データで報告すること。

その他、長期計画の策定に関し必要と思われる事項を適宜提案し、実施または実施の支援すること。

## 5. 成果品

成果品の仕様、数量等については下表のとおりとする。

成果品項目	数量	サイズ	提出期限
① 各種会議等に関する報告書等	5部	A4判	協議の上 決定する
② パブリックコメント意見分類整理結果	5部	A4判	
③ 長期計画(本編・概要版・リーフレット)	別記	A4判	
④ ①～③の電子データ (※)	1式		

※電子データは、Microsoft社製のWord及びExcelにおいて何の変換もせず開くことの出来るものとする。

## 6. 成果品の帰属

本業務による成果品及び派生する権利等の副産物は、すべて本区に帰属するものとし、区の承諾を受けずに公表、譲渡、貸与又は使用してはならない。

## 7. 業務計画

受託者は、業務の実施にあたり契約締結後速やかに業務計画書を提出し、区担当者の承認を得ること。

## 8. 費用負担

- (1) 本業務に際して生じる一切の費用は、本仕様書に特段の記載があるものを除き、すべて受託者が負担すること。
- (2) その他、本委託業務の性質上当然実施しなければならないもの及び軽微な事項で、仕様書等に記載のない附随的業務は、受託者の負担において行うこと。

## 9. 支払い方法

受託業務完了後、検査を実施した上、書面による請求により支払いを行う。なお、支払方法は一括払いとする。

## 10. その他

- (1) 受託者は、区担当者と打合せを密にし、業務の進捗に支障のないようにするとともに、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (2) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託しないこと。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ江東区への申請を必要とする。

- (3) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守するとともに、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解したうえで、適正な人員配置のもとで進めること。
- (4) 業務の遂行にあたり使用する関係書類及びデータ等については、最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (5) 本仕様書に特に明記がないもの、本業務を進めるうえで当然に必要な資料やデータ等の作成は受託者の責において行うものとする。
- (6) 委託期間中であっても本仕様書に定める内容を適正に履行しないなど、受託者として不適当と判断した場合、区は本契約期間に係わらず契約を解除する場合がある。
- (7) 別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (8) 受託者は、暴力団等排除について、別紙「江東区契約における暴力団等排除に関する特約条項」を遵守すること。
- (9) 受託者は、自動車の使用について、別紙「自動車の使用に関する特記仕様書」を遵守すること。
- (10) 本仕様書に定めのない事項または疑義のある場合、その都度、双方協議の上、実施するものとする。

## 11. 担当

江東区政策経営部企画課 筒井・小林

電 話：03-3647-9168（直通）

F A X：03-3699-8771

E-mail：[kikaku@city.koto.lg.jp](mailto:kikaku@city.koto.lg.jp)